

○甲府市助産手当支給条例

昭和46年3月31日

条例第13号

改正 平成7年3月20日条例第7号

平成24年6月22日条例第18号

(目的)

第1条 この条例は、産婦の属する低所得世帯に対し、助産手当を支給することにより、母子の保健福祉の増進をはかることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 低所得世帯 市民税及び県民税（以下「市県民税」という。）が非課税又は均等割の世帯をいう。

(2) 産婦 出産（妊娠4か月以上の流産及び死産を含む。）後3か月以内の女子をいう。

(支給要件)

第3条 助産手当（以下「手当」という。）は、本市に引き続き1年以上居住し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録されている産婦の属する低所得世帯に支給する。

（平7条例7・平24条例18・改）

(手当の額)

第4条 手当の額は、次の各号に定めるとおりとする。

（平7条例7・改）

(1) 市県民税が非課税の低所得世帯 1万円

(2) 市県民税が均等割の低所得世帯 5,000円

(認定)

第5条 手当の支給を受けようとする者は、別に規則の定めるところにより市長に申請し、受給の認定を受けなければならない。

(支給方法)

第6条 手当は、前条の規定による認定を受けた日に支給する。

(支給制限)

第7条 手当は、第3条に定める支給要件に該当する低所得世帯が生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けているとき又はこれに属する産婦が児童福祉法（昭和22年法律第164号）第22条の規定により助産施設に入所しているときは、支給しない。

(手当の返還)

第8条 偽り、その他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者に対して既に支給した手当の額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和46年4月1日から施行し、同日以後の出産について適用する。

附 則（平成7年3月20日条例第7号）

- 1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前に出産した者に係る助産手当の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月22日条例第18号）

この条例は、平成24年7月9日から施行する。